

4	頭取メッセージ
10	業績のハイライト(個別情報)
12	不良債権の状況
14	法令等遵守(コンプライアンス)体制
16	リスク管理体制
18	地域密着型金融推進計画
20	地域の皆さまとともに
25	個人情報保護宣言・金融商品勧誘方針
26	預金保険制度

当行の現状と取り組み

THE SENDAI BANK
REPORT 2006



頭取メッセージ

1.「宮城県の中小企業の方々のために役立つ」ことが 当行の企業使命

仙台銀行の設立経緯をお聞かせください。

当行の設立は昭和26年です。今年で55周年を迎えました。当時は戦後の経済混乱も治まりつつありましたが、宮城県の商工業界は深刻な資金難に直面しており、金融の円滑化が強く要請されていました。こうした中、当時の宮城県知事・佐々木家寿治氏の提唱により、宮城県が資本金の4割を出資して設立されたのが当行の前身である「振興無尽株式会社」です。

設立にあたっては、宮城県のほかに、仙台・塩釜・石巻・古川（現 大崎）・気仙沼・白石の県内地方自治体、商工会議所、地元経済界等から幅広い出資をいただきました。

仙台銀行の生みの親はまさに「宮城県」ですね。

そのとおりです。当時、都道府県が直接出資して金融機関を設立することは余りありませんでした。現在でも宮城県や仙台市、県内市町村の一部は株主になっていただいており、地方公共団体との結びつきが非常に強いことが特徴です。



仙台銀行
取締役頭取

三井 精一

2. 中期経営計画「好品質計画」への取り組み

平成18年4月からスタートした中期経営計画「好品質計画」について教えてください。

平成18年4月から、計画期間を2年間とする中期経営計画「好品質計画」をスタートしました。この計画は、前中期経営計画やその他の関連諸計画の施策を発展的に継承し、当行グループの目指すべき姿と経営戦略、取組施策などを掲げています。

「好品質計画」という言葉には、どのような意味が込められているのでしょうか。

普通ですと高い水準をあらわす「高品質」と表記すると思います。しかし、地域のお客さまや株主さま、職員など、当行と関わりを持つ方々から、今まで以上に当行へ愛着を持っていたら、より当行のファンになっていただけるような好ましい銀行を目指していこうと考え、あえて「高品質」ではなく、「好品質」としたのです。

「好品質計画」では、仙台銀行はどのような目標を掲げているのですか。

宮城県に特化した地域金融機関としての「強み」を生かしていきたいと考えています。当行の強みとは、「宮城県内70カ店の店舗ネットワークと情報力」と「フェイス・トゥ・フェイスで親しみやすい」と

いう点であると考えています。宮城県には政令指定都市である仙台市を中心に、多くの金融機関が進出していますが、県内でこの2つの要素を同時に満たすことのできる金融機関は当行のみであると自負しています。

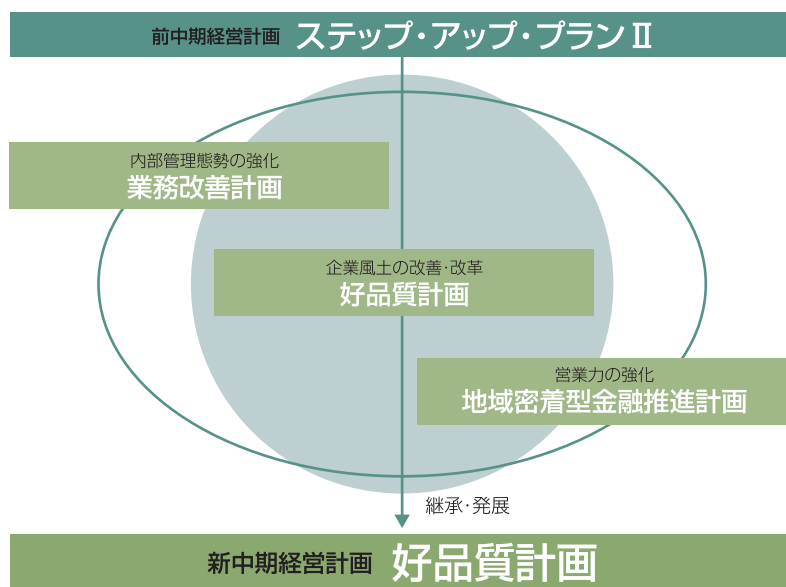
こうした強みを最大限に利用して、「仙台銀行グループにしかできないサービス」を展開し、地域のお客さまが当行を好意的に選んでくれるような、独自の金融サービスの構築を目指していこうと考えております。

そのために「営業体制再構築プロジェクト」、「内部管理態勢強化プロジェクト」、「企業風土改革プロジェクト」の3つのプロジェクトに取り組んでいます。

「営業体制再構築プロジェクト」について教えてください。

このプロジェクトでは、地域のお客さまのニーズに対応した営業体制の再構築に取り組みます。お客さまのニーズは、金利面の有利さや手続きの簡単さを求めるお客さまと、私たちとじ

新たな中期経営計画がスタート



頭取メッセージ

つくり膝を突き合わせて相談して、資金運用や事業運営など様々な問題を解決したいと思っているお客さまに大別できると思います。私たちは、こうしたお客さまのニーズに対応するため、店舗設備や業務処理ルールの見直し、人材育成等を進めています。

また、行員自身のスキルも高めていかなければなりません。中小企業診断士や1級ファイナンシャル・プランニング技能士の受験支援は以前から行っていますが、最近、自ら手を挙げてこれらの難試験にチャレンジする行員が増えてきています。非常に良い傾向であると思っています。

様々なインフラ整備と職員のレベルアップを通じて、サービスの質を向上させ、お客さまのニーズにお応えできる営業体制の確立を目指します。

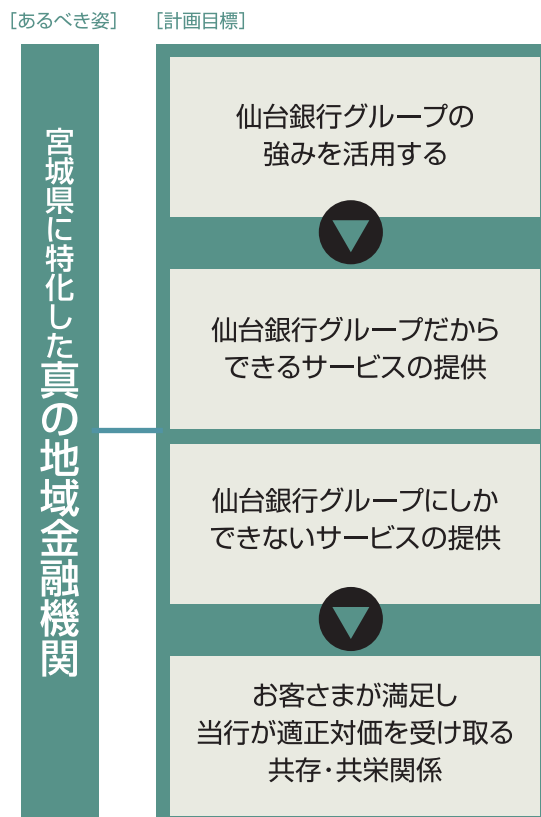
「内部管理態勢強化プロジェクト」についてはどうですか。

当行では、平成16年に不祥事件が発生し、関係する皆さまに多くのご迷惑とご心配をおかけしました。法令等遵守を経営の最重要課題に位置づけて、二度と不祥事件を再発させないため、役職員が一体となって改善策に真剣に取り組んでいます。

具体的には、平成18年4月に、リスク統括機能を強化するため本部組織を大幅に再編しました。また、お客さまへの説明態勢の徹底、営業店への事務指導、監査機能の強化に取り組んでいます。近年、高度化・複雑化する法規制に対しても、適切な体制を構築し、業務のプロセスの明確化・適切化に取り組んでいます。

こうした取り組みが、銀行業務の礎である「お客さまからの

「好品質計画」の構成図



信頼」を得ることにつながり、当行の行是である「信を万事の本と為す」にも通ずるものと考えています。

「企業風土改革プロジェクト」について教えてください。

「企業風土改革プロジェクト」とは、文字通り当行の企業風土を改革するプロジェクトです。先ほどの2つのプロジェクトで営業体制や内部管理態勢を強化したとしても、それらに携わる私たち役職員の考え方や価値観、行動様式が変わらなければ、「好品質計画」は達成できません。

まず私たちが「お客さま第一主義」というサービス業の原点に常に立ち返ることが必要です。

具体的には、私たちの事業活動について、地域のお客さまの

視点に立った、より充実した分かりやすい企業情報開示を進めています。また、人事制度を見直し、チャレンジ精神と活力ある職場風土の醸成に取り組んでいます。

全役職員が一丸となって環境の変化に立ち向かう勇気を持ち、たゆまぬ努力を積み重ねることで「好品質計画」を創り上げていけるものと信じております。

お客さまの声を重視した取り組みとして、「利用者満足度アンケート調査」を実施されたと伺っておりますが、どのようなご意見がありましたか。

おかげさまで、多くのお客さまからは、「親しみやすく誠実」、「親切で信用できる」という評価をいただきました。こうした信

【目標達成に向けた3つのプロジェクト】

営業体制再構築プロジェクト

- お客さまのニーズを2つに整理し、双方のニーズにお応えできる営業体制を再構築します。
- 【付加価値や問題解決能力を求めるお客さま】（リレバン業務）
- 【価格や利便性、スピードを求めるお客さま】（トラバン業務）
- 中小企業を対象としたリレバン業務を価格競争に対抗する当行の主力部門と位置づけるとともに、窓口業務等のトラバン業務の一層の利便性向上と、効率化を図ります。

具体的な施策

- リレバン業務、トラバン業務の観点から、地域の市場性に最適な店舗営業体制の導入。
- 業績評価制度、人事制度の見直し など

内部管理態勢強化プロジェクト

- 内部管理態勢の強化に向けて、本部機能を再構築するとともに、営業店への指導体制を強化します。
- 内部統制に関する各種法規制に的確に対応し、一層の経営の透明性と業務の適切性を確保してまいります。

具体的な施策

- 業務改善計画等に基づく内部管理態勢の一層の強化
- 本部機構改革と諸機能の定着
- 日本版SOXへの対応

企業風土改革プロジェクト

- 情報開示を拡充するとともに、顧客満足度アンケート等を通じて利用者の利便性と満足度を高める組織体制を構築します。
- 「キャリアマネジメント制度」の導入を検討し、中長期的な人材育成を強化します。

具体的な施策

- 地域貢献、CSR等の情報開示の充実、顧客満足度アンケートの継続
- キャリア開発プログラムの活用、専門分野の外部人材の活用

頭取メッセージ



頼に裏づけられた評価は、私たちのような地域金融機関にとっては何よりも必要不可欠なことだと考えています。

しかしながら、私たちはこれで満足しているわけではありません。なぜなら、親しみやすいとか親切といった評価は、金融サービス業として「できてあたりまえ」だと思っているからです。

今後は、こうした評価に加えて、お客さまの期待を超えるようなサービスを展開していくことが重要だと考えています。お客さまへの有益な情報提供はもちろんのこと、お客さまご自身も気づいていなかった事柄や問題点について、私たちが本気になって知恵を絞って解決することができたら、お客さまはきっと今以上にお喜びになると思うのです。

私たちは、こうした取り組みができる銀行こそが、本当の意味で地域に根ざした「好ましい」銀行であると考えています。これこそがまさに「好」品質計画なのです。

3.これからの仙台銀行

今後、仙台銀行は宮城県に対して、どのような役割を担うべきであるとお考えですか。

現在、宮城県の経済は地域間格差や事業所数減少など様々な課題を抱えています。また、金融環境においても郵政民営化、メガバンクや他県地銀等の進出などにより厳しさを増しています。

冒頭にお話をしたとおり、当行は「宮城県の中小企業金融の円滑化」を目的に誕生した地域金融機関です。この目的は、時代や環境が変わろうとも不変のテーマであり、当行が地域社会へ果たすべき使命であると考えています。常にお客さまを中心に経営を進め、地域に役立つ金融機関でありつづけることが当行の果たすべき役割であると考えています。

現在のお取引先さまや、株主の皆さまとの交流についてお聞かせください。

当行には、お取引の事業主の方々や株主の皆さままで組織している「千成会」があります。この「千成会」は各営業店が事務局となって運営しており、各営業店で開催される千成会行事には私をはじめとした役員が出席し、当行の業績等について説明させてもらっています。そして、会員の方からは当行に対する忌憚のない意見を直接伺っています。私や他の役員にとって、このような機会はとても大事なことでと考えています。

これからも積極的に千成会に出席し、お取引の事業主の方々

や株主の皆さまの声を聞いていきたいと思っています。

最後に、地域の皆さまへのメッセージをお願いします。

宮城県の経済環境は緩やかな回復基調であるとはいえ、地域間格差や業種間格差があり、景気回復を実感できない状況が続いています。こうした中で、当行は地域のお客さまのニーズを踏まえて、地域の特性や当行の特色を生かした金融機関経営の確立を目指してまいります。地域の皆さまの信頼とご期待にお応えできるよう精一杯努力いたしますので、一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



業績のハイライト（個別情報）

平成18年9月期中間決算について

事業の概況

当行の業況と課題について

平成18年度上半期のわが国の経済は、アメリカや中国を中心とした海外経済が拡大する中で緩やかに拡大しました。また、当行の営業基盤である宮城県内の経済は、生産面で緩やかな上昇の動きが見られたほか、個人消費も底堅く推移し、全体として景気は緩やかに上昇しました。

このような環境のなか、当行では平成18年4月に新中期経営計画「好品質計画」をスタートしました。本計画では、宮城県に特化した地域金融機関として「当行グループだからできる金融サービスの提供」を目指し、「営業体制の再構築」、「内部管理態勢の強化」、「企業風土の改革」の3つのプロジェクトに取

り組んでまいりました。

近年、宮城県とりわけ仙台都市圏での金融競争環境が厳しさを増すなか、当行では営業力の強化を重要課題の一つとして位置づけております。地元企業の皆さまへの提案営業を強化するとともに、お客さまの資産運用ニーズに的確にお応えできるよう商品構成や行員教育の充実に取り組んでおります。併せて、法令等遵守態勢・リスク管理態勢の強化も重要な課題であり、平成18年5月の取締役会における内部統制システム構築の基本方針の決議に基づき、健全な業務運営の確保に向けて内部管理態勢の強化に取り組んでおります。

■主要な経営指標等の推移

		平成16年9月期	平成17年9月期	平成18年9月期	平成17年3月期	平成18年3月期
経常収益	百万円	8,891	9,104	9,982	18,037	18,894
経常利益	百万円	1,062	1,245	773	1,885	2,439
中間又は当期純利益	百万円	895	828	425	1,286	1,444
業務純益	百万円	1,395	1,477	1,356	3,692	3,330
コア業務純益	百万円	1,421	1,504	1,137	3,481	3,343
資本金	百万円	7,485	7,485	7,485	7,485	7,485
発行済株式総数	千株	7,591	7,591	7,591	7,591	7,591
純資産額	百万円	22,149	25,863	24,643	23,934	25,234
総資産額	百万円	782,118	781,420	791,936	757,236	782,750
預金・譲渡性預金残高	百万円	744,081	739,162	750,994	717,364	740,829
貸出金残高	百万円	495,461	506,809	512,614	500,695	504,362
有価証券残高	百万円	188,512	184,222	197,361	181,626	196,236
1株当たり純資産額	円	2,921.29	3,412.44	3,252.29	3,157.29	3,328.46
1株当たり中間又は年間配当額	円	25.00	25.00	25.00	50.00	50.00
1株当たり中間又は当期純利益	円	118.13	109.28	56.14	169.61	189.22
単体自己資本比率（国内基準）	%	8.42	8.51	8.76	8.33	8.69
従業員数（外、平均臨時従業員数）	人	748（251）	740（259）	734（263）	744（254）	730（260）

- （注）1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 平成18年9月期中間配当についての取締役会決議は、平成18年11月8日に行いました。
3. 潜在株式調整後の1株当たり中間又は当期純利益については、潜在株式が無いので記載しておりません。
4. 純資産額は、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）が適用されたことに伴い、平成18年9月から従前の「資本の部」に代えて「純資産の部」の合計額を記載しております。
5. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間又は当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間又は当期純利益」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
6. 従業員数については、他社出向者、嘱託及び臨時雇員を除いて掲載しております。

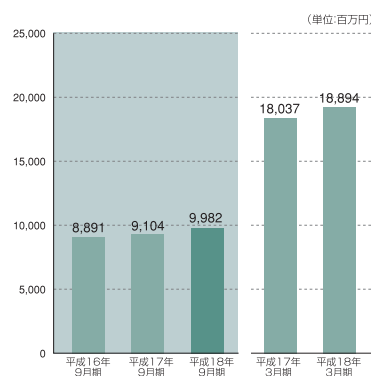
損益の状況について

経常収益は99億82百万円（前年同期比9.6%増）となり、経常利益は7億73百万円（前年同期比37.9%減）、中間純利益は4億25百万円（前年同期比48.6%減）となりました。また、銀行本来の収益力を表すコア業務純益は11億37百万円（前年同期比24.4%減）となりました。

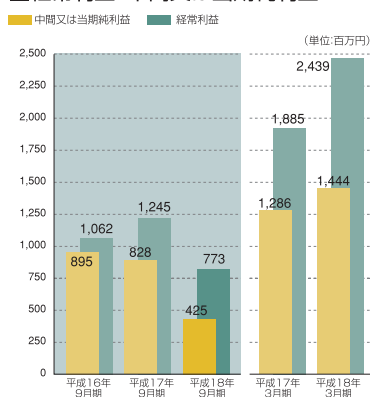
経常収益は、資金運用収益の増加や国債等債券売却益の計

上により増加しました。一方、コア業務純益は、日本銀行のゼロ金利政策解除にともなう資金調達費用の増加により資金利益が減少したことに加え、ATM手数料等の役務取引等利益が減少したことなどから減益となりました。経常利益と中間純利益は、コア業務純益の減少や貸倒償却引当費用の増加などにより減益となりました。

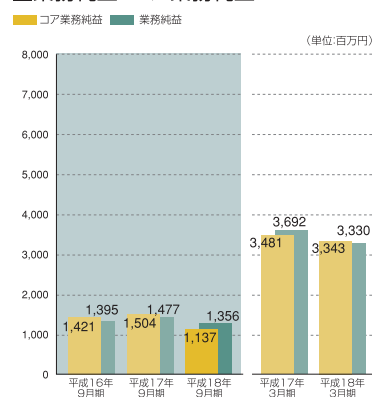
■経常収益



■経常利益・中間又は当期純利益



■業務純益・コア業務純益



※コア業務純益とは、業務純益から一般貸倒引当金繰入額及び債券売却等の損益を控除した金額をいいます。

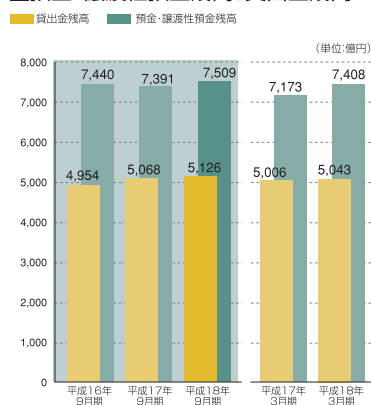
預金・譲渡性預金残高、貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率について

預金・譲渡性預金残高は、7,509億94百万円（前年同期比1.6%増）となりました。法人預金及び公金が減少したものの、主力の個人預金は平成18年9月末残高で5,569億92百万円（前年同期比3.2%増）と堅調に推移しました。貸出金残高は、中小企業向け貸出や住宅ローンが減少したものの、地方公共団体向け貸出が堅調に推移したことなどから5,126億14百万

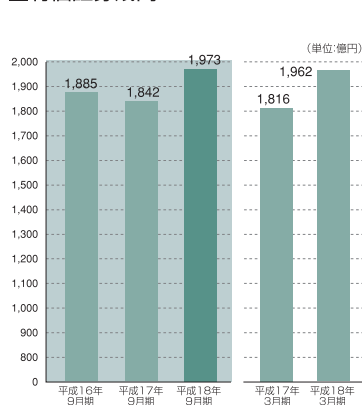
円（前年同期比1.1%増）となりました。

有価証券残高は、市場動向等を勘案し、リスクの分散を図りながら、資金の効率的かつ安定した運用に傾注した結果、1,973億61百万円（前年同期比7.1%増）となりました。単体自己資本比率（国内基準）は、前年同期比0.25ポイント上昇し8.76%となりました。

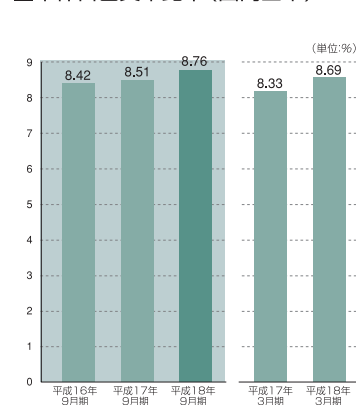
■預金・譲渡性預金残高、貸出金残高



■有価証券残高



■単体自己資本比率（国内基準）



不良債権の状況

不良債権の開示については、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（金融再生法）に基づく開示基準と、銀行法に基づくリスク管理債権があります。

金融再生法に基づいた資産査定の結果、銀行の保有する債

権（貸出金・支払承諾見返等）のうち、正常債権以外の債権は、前年同期比7億86百万円減少の312億3百万円となりました。

また、貸出金のみが対象となるリスク管理債権額は、前年同期比7億96百万円減少の309億87百万円となりました。

■自己査定の債務者区分に基づく債権と金融再生法開示債権及びリスク管理債権の関係

（平成18年9月末現在、単位：億円）

自己査定						金融再生法開示債権	リスク管理債権 (貸出金に対する割合)	
債務者区分		分類区分						
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類			引当率
破綻先 22		7	8	2	4	100.00%	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 86	破綻先債権 22 (0.43%)
実質破綻先 64		11	31	4	17	100.00%		危険債権 174
破綻懸念先 174		74	60	39		56.14%	要管理債権 51 (小計 312) 正常債権 4,873	
要注意先	要管理先 75	10	64			14.88%		貸出条件緩和債権 49 (0.96%)
	要管理先以外の 要注意先 671	354	316			1.07%		
正常先 4,177		4,177				0.05%		
合計 5,185		4,636	481	45	21		合計 5,185	

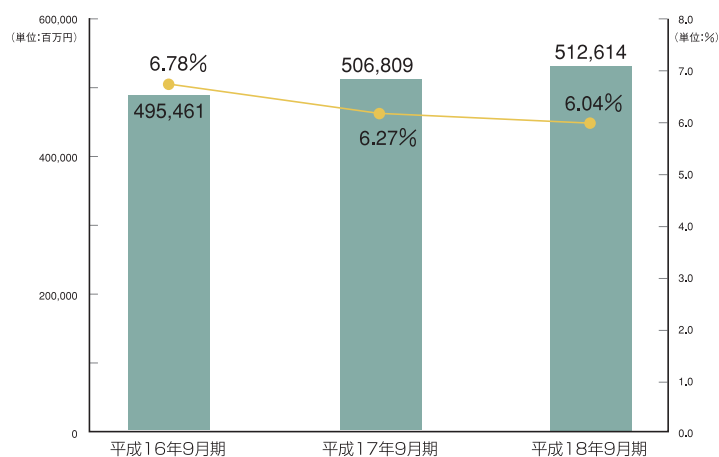
金融再生法開示債権の保全内訳

(平成18年9月末現在、単位:百万円)

	債権額 (A)	保全額 (B)	担保・保証等	貸倒引当金	保全率 (B/A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8,681	8,681	5,876	2,805	100.00%
危険債権	17,417	15,694	13,489	2,205	90.11%
要管理債権	5,103	1,845	1,076	769	36.17%
合計	31,203	26,222	20,442	5,780	84.04%

貸出金残高に占めるリスク管理債権額の割合

■ 貸出金残高 ● 貸出金残高に占めるリスク管理債権額の割合



用語の説明

自己査定 of 債務者区分

破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。
実質破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。
破綻懸念先	現状は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。
要管理先	要注意先のうち、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者。
要管理先以外の要注意先	今後の管理に注意を要する債務者。
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容も特段の問題がないと認められる債務者。

金融再生法開示債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
要管理債権	3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権。

リスク管理債権

破綻先債権	税法基準に基づいて未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金(以下、「未収利息不計上貸出金」と略)のうち、会社更生法の規定による更生手続開始の申立等、法律上の整理手続開始の申立があった債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者などに対する貸出金。
延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
3ヵ月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金。(但し、破綻先債権、延滞債権は除く)
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援のために、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等、債務者に有利となるよう融資条件を緩和した貸出金。(但し、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権は除く)

法令等遵守（コンプライアンス）体制

当行は、銀行の社会的責任と公共的使命を遂行するため、コンプライアンス態勢を充実していくことを、企業活動の最重要課題の一つとして位置づけております。

当行の基本方針

当行は行是を「信を万事の本と為す」と定めており、銀行の社会的責任と公共的使命を遂行するため、社会からの信用と信頼を確保することを企業理念としております。

当行では、この行是の精神を行内に広く浸透・徹底させるとともに、コンプライアンス態勢を充実していくことを、企業活動の最重要課題の一つとして位置づけております。また、この基本方針は、「仙台銀行の企業倫理」及び「私たちの行動規範」として明文化し、役職員の行動指針としております。

当行は、役職員一人ひとりが、あらゆる法令や規程等を遵守するとともに、社会の常識や良識、道徳などに基づく行動を実践し、地域社会からの信頼に広く応えられるよう全力を挙げて取り組んでおります。

コンプライアンス基本方針

- 1.当行は、銀行の持つ社会的責任や公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る。
- 2.当行は、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに的確に応えるとともに、質の高い金融サービスの提供を通じて、地域の経済・社会の発展に貢献する。
- 3.当行は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行する。
- 4.当行は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- 5.当行は、従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
- 6.当行は、環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に取り組む。
- 7.当行は、銀行が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。
- 8.当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

運営体制

当行では、本支店が一体となったコンプライアンス運営体制を以下のように構築・強化し、コンプライアンス態勢の一層の充実に向けて取り組んでおります。

(1) 取締役会、監査役、コンプライアンス委員会

①取締役会

取締役会は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンスに関する諸問題についても議論するなど実質的に関与し、コンプライアンス態勢の構築にあたります。

②監査役

監査役は、取締役会に付議されたコンプライアンスに関する議案に対し必要に応じて意見を述べるなど、コンプライアンス態勢を監査しております。

③コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス態勢を整備し、全行的立場から、当行業務の健全性と適切性を確保するための施策の実施及びその実施状況を監視しております。

④内部管理体制整備分科会

コンプライアンス委員会の下部組織である内部管理体制整備分科会において、内部管理体制上の問題点の発見・協議・検討を行い、改善策を同委員会へ提言するなどの活動を行っております。

(2) コンプライアンス統括部署

①コンプライアンス室

当行におけるコンプライアンスを推進・統括する部署として、リスク統括部にコンプライアンス室を設置しております。

当室では、当行全体のコンプライアンスに関する事項を統括し、中立的、牽制的立場から客観的評価及び教育指導等を行うとともに、各部署と連携し、コンプライアンス態勢の充実、強化にあたっております。

②「コンプライアンス・プログラム」等の策定

コンプライアンス室では、具体的な手引き書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、取締役会の承認を得て取り組んでおります。

(3) 本部・営業店

①コンプライアンス責任者・担当者

本部各部・営業店毎に、コンプライアンス責任者・担当者を配置し、本支店一体で取り組み体制を構築しております。お客さまに接する営業店では、支店長がコンプライアンス責任者として、

リスク管理体制

当行では、リスク管理体制の強化により、銀行経営の健全性を維持していくことが、地域社会における当行の使命と考えております。

基本方針

当行は、地域金融機関として地域の経済・社会の健全な発展に資すべき重要な使命を負っているものと認識し、この使命を達成するために、業務の健全かつ適切な運営を行うことによる信用・信頼の確立が不可欠と考えております。

金融機関の業務が、急速に多様化・複雑化しているなか、銀行が抱えるリスクについても多様化しており、これらのリスクを的確に把握し、それを適切に管理・コントロールしていく管理体制の確立が、益々重要になってきていると考えております。

当行はこの考えに基づき、リスク管理体制の確立を基本方針として取り組んでおります。

リスク管理体制

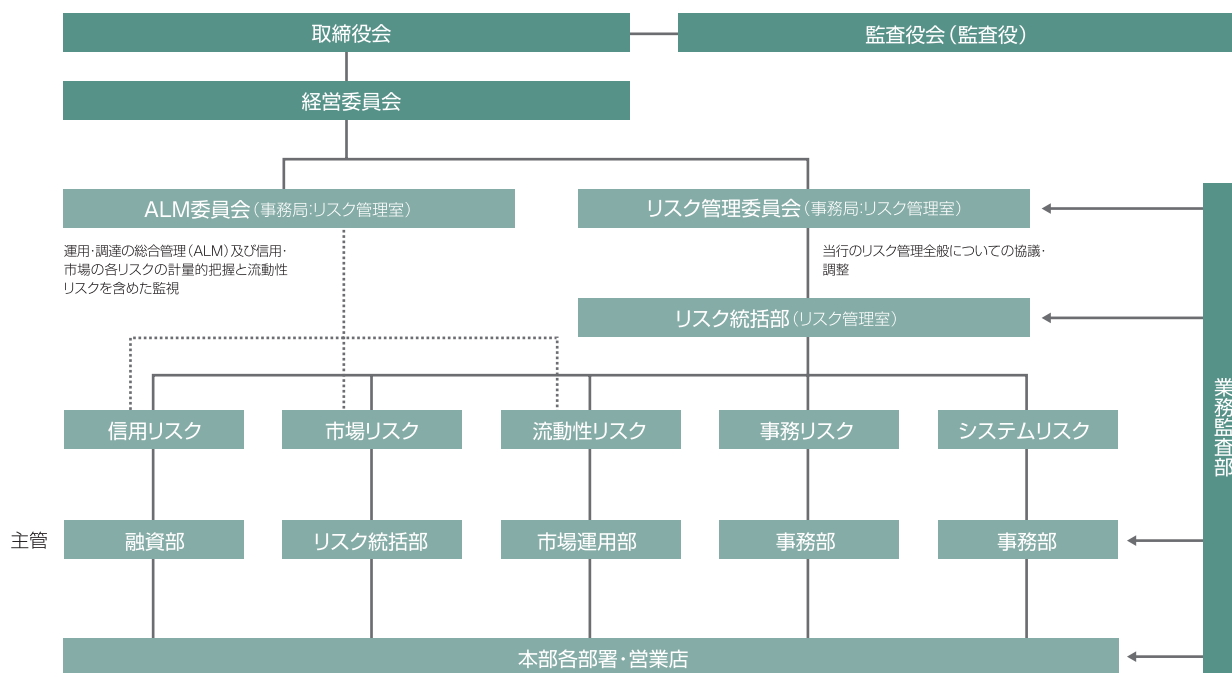
リスク管理の体制は、各リスク種類毎の主管部署における管理のほか、リスク統括部リスク管理室で総合的に管理する体制としております。

市場運用部署に対する牽制機能確保のため、平成18年4月より、リスク管理室が市場リスクを主管し、市場運用部門を外から監視・監督する体制に強化しました。

経営レベルでの適切なリスク管理を行うため、リスク管理委員会・ALM委員会を設置し、リスクの識別・管理等に努めております。

また、他の業務部門から独立した内部監査部門が、営業店や各部門の業務運営状況やリスク管理状況を監視する体制としており、内部管理の充実に努めております。

■リスク管理の組織体制図



信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況・信用状態の悪化等により、銀行の主要資産である貸出金等が債務不履行となる（デフォルト）リスクをいいます。このリスクは当行の保有する最大のリスクであり、当行が健全で良質な資産形成を図るためには、信用リスクを的確に把握し適切に管理する必要があると認識しております。

平成13年5月に制定した「信用リスク管理規程」「信用リスク管理方針」に基づき、信用リスク管理の高度化・精緻を目指しております。具体的には「信用格付制度の検証」「信用リスクの計量化」「ポートフォリオ分析」など、与信全体にかかる信用リスクの計測・把握に努めております。

営業推進部門から独立した組織である融資部が主管となり信用リスクを管理しており、「大口与信先に対する状況」など個別与信先にかかるリスク管理について定期的に経営委員会に報告しております。

事務リスク

事務リスクとは、事務上の事故、不正、不祥事、事務処理体制の不備等による将来の逸失利益や損害発生の可能性をいいます。

当行では、「事務リスク管理規程」等を制定かつ遵守し、事務処理に当たっては事務リスクを認識し事務の堅確化に努め、損害発生を未然に防止するよう努めております。

業務の多様化や取引量の増加に対応し、想定される事務リスクを回避するため、各営業店による自店検査・僚店間検査、並びに事務部事務指導課による営業店への事務臨店指導を行い、事故防止体制の確立を図っております。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動、コンピュータの不正使用あるいは顧客データの漏洩等により金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当行では、コンピュータシステムの方が一の事故に備え、安全性と継続性の確保に向けて様々な対策をとっております。オンラインシステム、オンライン元帳、オンライン回線や電気設備等は多重化を図っており、障害の場合は速やかに他系統へ切換えるとともに、データファイルのバックアップ体制にも万全を期しております。インターネットバンキングサービスにつきましても、

データの暗号化をはじめ、情報の安全性確保に努めております。

さらに、「システムリスク管理規程」を制定し、情報資産の適正な保護も含めたリスク対策の制度化と制度の遵守状況のチェックも行っております。

また、業務監査部による内部監査の実施により相互牽制の強化を図り、コンピュータシステムの信頼性確保に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利や有価証券等の価格、為替等の様々な市場変動により、保有するオンバランスおよびオフバランスの資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクをいい、金利の変動により発生する金利リスク、有価証券の価格の変動によって発生する価格変動リスク、為替相場の変動によって発生する為替リスクに区分されます。

当行では、損失限度額などの管理枠の設定による管理を行うとともに、管理可能なリスクについて能動的に一定のリスクを取ることで適正な収益の確保に努めております。リスク計測体制の整備を当面の方針とし、リスク管理の高度化を図り、安定した収益の確保を目指しております。

流動性リスク

流動性リスクとは、当行の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされるリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当行が損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当行では、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」を制定し、これに基づき市場運用部が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することとするなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、その監視状況をALM委員会及び経営委員会に報告する体制としております。

また、万が一不測の事態が生じた場合でも十分資金を確保できるよう、危機管理計画を策定し、万全を期しております。

地域密着型金融推進計画

当行では、平成17年度～平成18年度を計画期間とする「地域密着型金融推進計画」を策定し、地域の中小企業の皆さまの経営相談や事業再生に関する支援に向けて様々な施策に取り組んでおります。

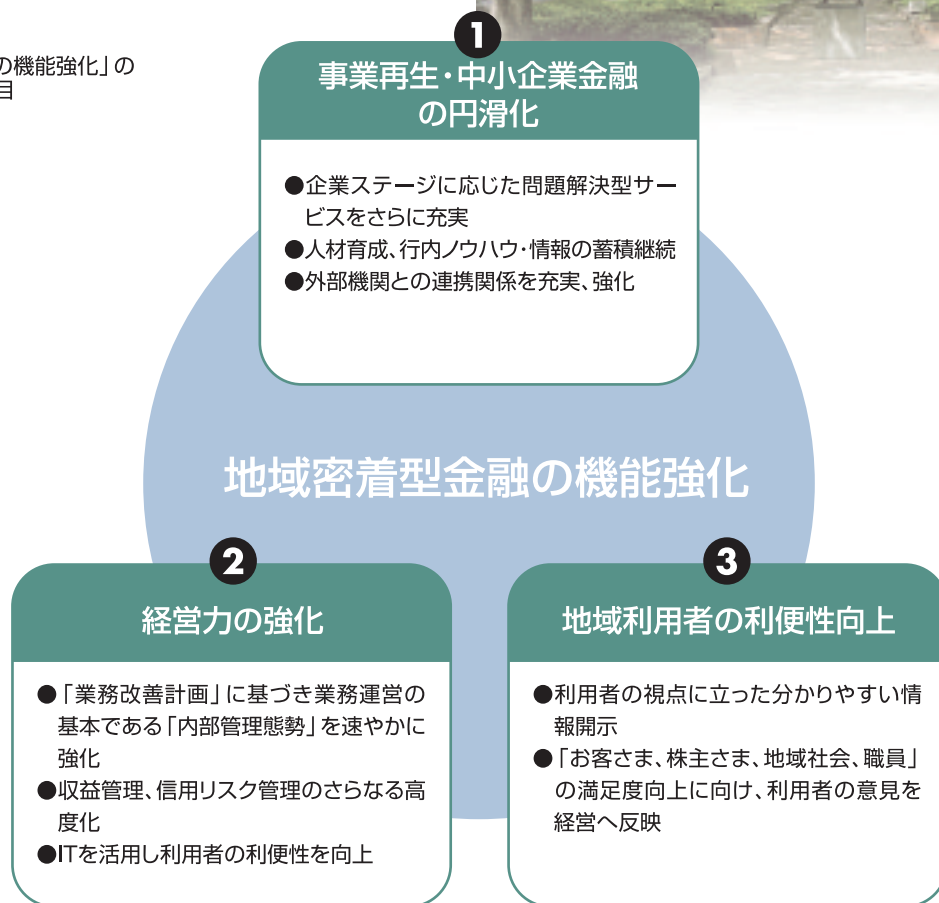
「地域密着型金融推進計画」の概要

本計画は、「事業再生・中小企業金融の円滑化」、「経営力の強化」、「地域利用者の利便性向上」を柱に、地域密着型金融を進める方針や具体的な施策について定めたものです。

当行では、「銀行はサービス業である」という原点に立ち、地域金融機関として、より一層地域の皆さまにお役に立てるよう、着実に本計画に取り組んでおります。



■「地域密着型金融の機能強化」の3つの柱の重点項目



「地域密着型金融推進計画」の進捗状況（平成17年4月～平成18年9月）

当行では、本計画を通じて「お客さま、株主さま、地域社会、職員」の各ステークホルダーの満足度を高めることにより、企業価値を高めていくことを目標としております。この目標達成に向けて、本計画に基づき、平成17年4月から平成18年9月末

までに予定しておりました各施策について、ほぼ当初計画通りに取り組んでまいりました。主な取り組み状況は以下のとおりとなっております。今後も引き続き地域密着型金融を進め、地域の皆さまのニーズに的確にお応えできるよう努めてまいります。

地域密着型金融推進計画の3つの柱の進捗状況

事業再生・中小企業金融の円滑化

- ◎通信講座の受講や外部研修等を通じた人材育成、外部専門機関との連携強化による情報集積、法人開拓プロジェクトチームによる提案型融資の営業体制を強化するなど、取引先企業の事業再生・経営改善に向けた支援態勢の強化に引き続き取り組みました。
- ◎中小企業の皆さまの経営支援の一環として、資金調達手段の多様化に向けて取り組みました。

経営力の強化

- ◎業務改善計画を経営の最重要課題の一つに位置づけ、コンプライアンスの徹底や内部管理態勢の強化等に全力で取り組むとともに、各施策の定着状況を監査しました。

- ◎収益管理態勢の強化に向けて、各種リスクの計量システム導入や信用格付制度の一層の精度向上に取り組みました。
- ◎事務システム委員会等において、利用者の利便性や安全性を高めるため、次期オンラインシステムや偽造キャッシュカード問題への対応について検討しました。

地域利用者の利便性向上

- ◎情報開示資料が充実した分かりやすい内容になるよう、開示項目の追加や開示方法の見直しに取り組みました。
- ◎「利用者満足度アンケート調査」の分析と取りまとめを行い、利用者の声を業務改善に反映させるとともに、アンケート結果や改善項目について一般に公表しました。

主な計画目標の進捗状況

計画目標

ファンド運営会社への紹介件数
5社以上（平成18年度末迄）

進捗状況

- ファンド運営会社への紹介実績は6社となり、当初計画目標を達成しました。

計画目標

500先以上の取引先へ
経営改善支援を実施（平成18年度末迄）

進捗状況

- 平成18年9月末迄に取引先464先を選定し、経営支援に取り組んだ結果、本計画期間中（平成17年4月～平成18年9月）に69先の債務者区分がランクアップしました。

「地域密着型金融推進計画」については、当行ホームページにより詳しく掲載しております。

地域の皆さまとともに

当行における地域貢献に関する考え方

当行は、昭和26年に宮城県知事の提唱により、「宮城県の中
小企業の金融円滑化」を目的に、宮城県が資本金の4割を出資
して設立された地域金融機関です。「宮城県の中小企業の方々
のために役立つ」ことが、当行の企業使命であり、地域貢献で
あると考えております。

具体的には、事業資金やローンの提供という資金供給にとど
まらず、経営相談やコンサルティング業務等を通じて中小企業

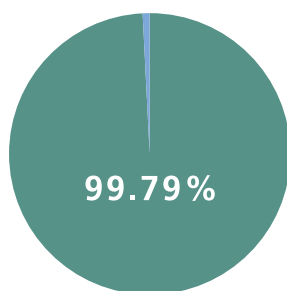
の活動を多面的に支援していくことが、当行における地域貢献
であると考えております。それと同時に、各種セミナーや講演
会等の開催、地域行事への参加等も地域発展に必要なことで
あると考えております。

これからも当行は、地域貢献に関する情報をより一層積極的
に開示し、地域の皆さまからご理解、ご満足いただけるよう努め
てまいります。

当行の預金・譲渡性預金の状況

当行の預金・譲渡性預金残
高7,509億94百万円のうち、
宮城県内のお客さまより
7,494億46百万円お預かり
しており、当行の預金・譲渡性
預金残高全体の99.79%と
なっております。

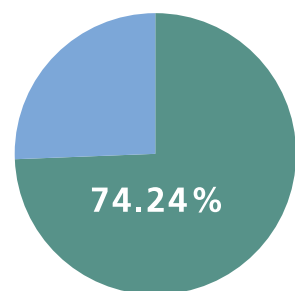
■預金・譲渡性預金残高全体に
占める県内割合
(平成18年9月末現在)



県内の預金・譲渡性預金の状況

当行における宮城県内の
個人のお客さまからお預かり
している預金・譲渡性預金残
高は5,563億72百万円で
あり、当行の宮城県内の預金・
譲渡性預金残高に占める割
合は、74.24%となっており
ます。

■県内預金・譲渡性預金残高に占める
県内個人預金・譲渡性預金割合
(平成18年9月末現在)



預かり資産の状況

お客さまの資産運用ニ
ーズにお応えするため、さまざ
まな商品を取り揃えておりま
す。公共債、投資信託および
個人年金保険を対象とした
預かり資産残高は、200億6
百万円となりました。

■預かり資産残高
(平成18年9月末現在)

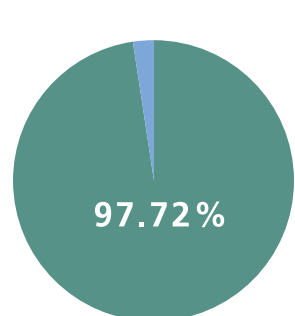


(注) 個人年金保険残高は成約累計残高と
し、解約分は考慮していません。

当行の貸出金の状況

当行の貸出金残高5,126
億14百万円のうち、宮城県
内のお客さまへの貸出金残
高は5,009億16百万円
であり、当行の貸出金残高全
体の97.72%となっており
ます。

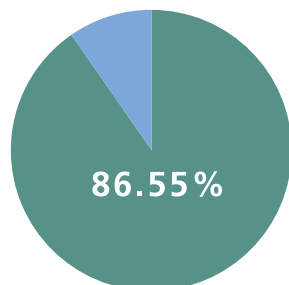
■貸出金残高全体に占める県内割合
(平成18年9月末現在)



県内の住宅ローンの状況

当行における宮城県内の個人ローン残高1,529億24百万円に占める住宅ローン残高は1,323億51百万円であり、宮城県内個人ローン残高全体の86.55%となっております。

●県内の個人ローン残高に占める住宅ローンの割合
(平成18年9月末現在)

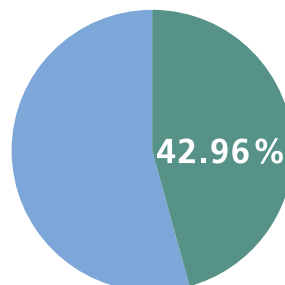


県内の中小企業への貸出状況

当行では、設立の原点である「宮城県の中小企業の方々のために役立つ」ことを企業使命として、企業経営を進めております。

宮城県内の貸出のうち、42.96%となる2,152億13百万円を中小企業の方々に貸出しております。

●県内の貸出に占める中小企業向け貸出割合
(平成18年9月末現在)



県内における業種別貸出金残高

当行では、さまざまな資金ニーズに合わせた商品を提供し、幅広い業種の方々にご利用いただいております。

当行の貸出金残高全体の97.72%が宮城県内向けとなっております

おり、幅広い業種への資金供給を通じて、宮城県内の経済の活性化に努めております。

■業種別貸出金状況 (平成18年9月末現在)

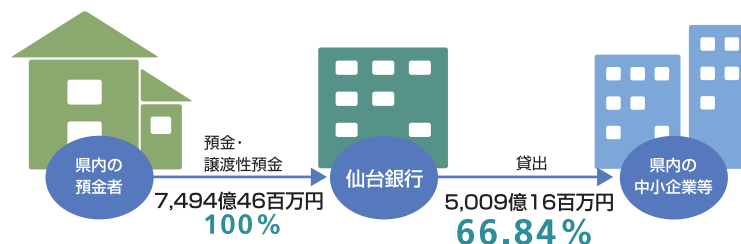
(単位:百万円)

業 種	全 体		うち宮城県内		残高比率 (B/A、%)
	貸出先数(先)	貸出金残高(A)	貸出先数(先)	貸出金残高(B)	
製造業	785	23,112	784	22,995	99.50
農業	558	1,621	558	1,621	100.00
林業	18	216	18	216	100.00
漁業	171	526	171	526	100.00
鉱業	6	38	6	38	100.00
建設業	1,937	30,209	1,935	30,125	99.72
電気・ガス・熱供給・水道業	33	710	33	710	100.00
運輸業	298	20,656	297	20,556	99.52
情報通信業	77	2,344	77	2,344	100.00
卸売・小売業	2,094	37,803	2,087	37,720	99.78
金融・保険業	75	34,325	60	26,557	77.37
不動産業	710	57,064	696	55,756	97.71
各種サービス業	3,443	68,495	3,431	66,413	96.96
地方公共団体	29	80,503	29	80,503	100.00
その他	54,126	154,985	53,964	154,829	99.90
合計	64,360	512,614	64,146	500,916	97.72

県内への資金供給

当行では、宮城県内のお客さまからお預かりした預金・譲渡性預金7,494億46百万円の66.84%を宮城県内の中小企業や個人のお客さまなどへご融資し、地域への円滑な資金供給を行っております。

■当行における県内預金・譲渡性預金と貸出の状況 (平成18年9月末現在)

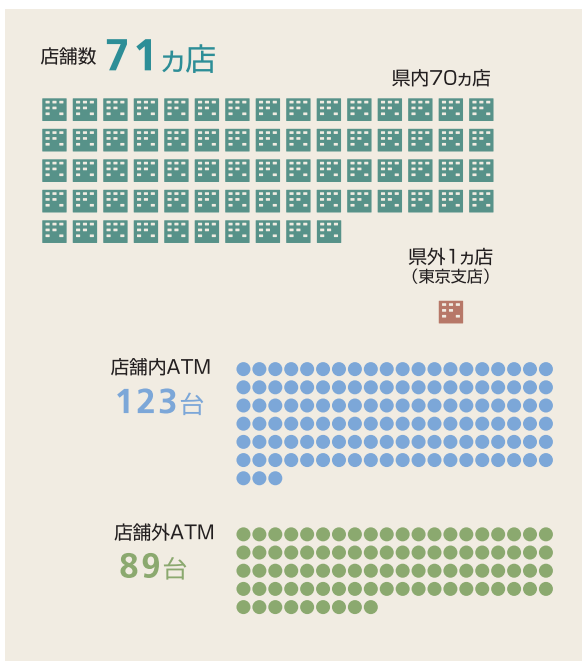


地域の皆さまとともに

利便性の状況

当行では、営業店71カ店のうち70カ店、ならびに212台のATM（CDを含む）を宮城県全域に設置し、お客さまの利便性向上を図っております。

■当行の店舗およびATM設置状況（平成18年12月末現在）



グリーンネット

平成18年11月に、当行は岩手銀行と、ATM・CD（共同出張所を除く）を相互に解放し、平日8時45分～18時の出金のご利用手数料を無料にいたしました。

（ただし、銀行休業日や延長時間帯におけるご利用の場合は、各行所定の手数料がかかります。）



「好品質計画」ロゴの展開

中期経営計画のタイトルである「好品質計画」への取り組みを、お客さまによりご理解いただき、当行にもっと親しみを持っていただけるように、ロゴデザインを考えました。このロゴは、ポスターやCMなどで展開しております。

好品質計画

「スーパーフリーローン」インターネット受付開始

多くのお客さまからご好評をいただいている「スーパーフリーローン」の受付方法にインターネット受付が加わり、さらに便利になりました。



5年固定金利選択型住宅ローン〈自動更新型〉限定「当初 年1.85%キャンペーン」の実施

固定金利選択型住宅ローンに〈自動更新型〉を新設し、5年固定金利型について当初5年を1.85%でご提供するキャンペーンを実施しております。

自動更新されたお客さまには、全期間1%優遇サービス付の仙台銀行の個性的なキャンペーンです。

（平成18年11月10日～平成19年3月30日に正式お申込をされ、平成19年6月29日までで融資実行可能なお客さまを対象といたします。）



仙台銀行ビジネスクラブ

「仙台銀行ビジネスクラブ(略称SBC)」は、お取引先の事業者の方を会員として構成されており、平成18年9月末現在の会員数は690名となっております。

SBC主催による「商談会」や「新入社員セミナー」などを開催し、会員企業の事業活動をサポートしております。



「商談会」(平成18年10月11日開催)

CSRへの取り組み



平成18年度助成先「東鳴子ゆめ会議」(大崎市)

無料法律相談室

当行顧問弁護士による法律無料相談を本店2階相談室にて毎月開催しております。

地域行事への参加

本店のある仙台市では、1月の「どんと祭」、5月の「仙台青葉まつり」、8月の「七夕まつり」と四季折々に行事が開催されます。当行では地域の一員として、積極的に行事に参加しております。

また、各支店の所在地で行われる行事にも積極的に参加し、地域の活性化に協力しております。



仙台青葉まつり「すずめ踊り」

公益信託「仙台銀行まちづくり基金」

宮城県内でまちづくり活動等に取り組んでいる方々を応援するため、平成4年6月に創業40周年記念事業として公益信託「仙台銀行まちづくり基金」を設立いたしました。

設立以来15年間で助成累計は49先、総額645万円となります。

地域の皆さまとともに

T o p i c s

トピックス（平成18年4月～平成18年12月）

平成18年

4月 ●「外貨宅配」取扱開始

5月 ●国分町支店
移転オープン
平成18年5月8
日に国分町支店
を移転オープン
いたしました。



●セブン銀行とATM利用を提携



●「ワンダフル1」販売
平成18年5月23日から6月30日
の期間限定で、4年目から年利を
1.4%にステップアップする「ワン
ダフル1」を販売いたしました。

7月 ●「資産運用キャンペーン」実施
（平成18年7月3日～8月31日）
期間中、対象となるお取引を
いただいた先着5,000名のお客さまに「石鍋シェフ・便利
なお料理道具6点セット」をプ
レゼントいたしました。



10月 ●仙台銀行ビジネススクラブ主催「商談会」開催



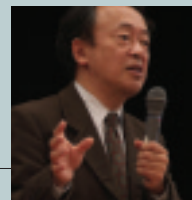
●「スーパーフリーローン」
インターネットでの受付開始



11月 ●投資信託新商品を追加
お客さまのあらゆる資産運用
ニーズにお応えするため、新
たに投資信託「三井住友・グロ
ーバル・リート・オープン（愛称：
世界の大家さん）」の取扱い
をはじめました。



●秋季講演会開催
（平成18年11月14日）
講師：ジャーナリスト池上彰氏



12月 ●冬のキャンペーン実施
「冬の感謝祭」（平成18年12月1日～平成19年1
月31日）を実施しております。抽選で合計15組30
名のお客さまに松島佐
勘「松庵」1泊2日ペア
宿泊をプレゼントいた
します。



個人情報保護宣言・金融商品勧誘方針

お客さまの個人情報保護に関する宣言

当行では、お取引のあるお客さまの個人情報や業務の適正な運営確保のために取得した個人情報を安全に管理し、お客さまのご希望に沿って利用することが私どもに課せられた義務であると認識しております。

当行は、右記に掲げた事項を遵守し、お客さまの個人情報の保護に最善を尽くすことをここに宣言いたします。

個人情報保護に関する法令等を遵守いたします。

個人情報を適正に取得、利用または提供いたします。

個人情報保護への取り組みの維持・改善に努力いたします。

個人データの管理方法について適切な措置を講じ、漏えい防止等に努力いたします。

保有個人データの開示・訂正等・利用停止等のご請求に対応いたします。

個人情報の取扱及び安全管理措置に関するご質問・苦情に適切に対応いたします。

個人情報に関するお問い合わせや苦情の受付

株式会社仙台銀行 お客さまセンター

〒980-8656 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

TEL.022-225-8241 (代表) 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (土・日・祝日を除きます。)

当行は、金融分野における認定個人情報保護団体である全国銀行個人情報保護協議会の会員です。全国銀行個人情報保護協議会の苦情・相談窓口（銀行とりひき相談所）では、会員の個人情報の取扱についての苦情・相談をお受けしております。

苦情・相談窓口

全国銀行個人情報保護協議会

<http://www.abpdpc.gr.jp>

TEL.03-5222-1700

またはお近くの銀行とりひき相談所

当行は、日本証券業協会の特別会員です。同協会の証券あっせん・相談センターでは、特別会員の個人情報の取扱についての苦情・相談をお受けしております。

苦情・相談窓口

日本証券業協会 証券あっせん・相談センター

<http://www.jsda.or.jp/>

TEL.03-3667-8008

またはお近くの証券あっせん・相談センターの各支部

金融商品に関する勧誘方針

当行は、金融商品販売法への対応といたしまして「金融商品に関する勧誘方針」を定め、金融商品の販売にあたって適切な勧誘を行うよう努めております。

- 1.わたしたちは、金融商品の内容を十分に熟知したうえで、その内容を正しくお客さまにご説明いたします。また、断定的な判断の提供や事実と異なる情報の提供など、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
- 2.わたしたちは、お客さまご自身の判断によりお取引いただけるよう、リスク内容などの重要な事項について、書面での交付その他の適切な方法によりご理解をいただくよう努めます。

- 3.わたしたちは、お客さまのご迷惑となる時間帯には、金融商品の勧誘は行いません。なお、事前にお客さまのご了解をいただいている場合を除きます。
- 4.わたしたちは、お客さまに金融商品に関する十分かつ確かな情報を提供するため、当該金融商品に関する商品特性、事務処理要領などの習得、研鑽に努めます。
- 5.わたしたちは、お客さまの知識、経験、財産状況を踏まえ、適切な商品の勧誘を行います。
- 6.わたしたちは、金融商品販売法、証券取引法及び関係法令等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部体制の強化に努めます。

預金保険制度

預金保険制度とは

預金保険制度とは、万が一金融機関が預金等の払戻しができなくなった場合などに、預金者等（以下、「預金者」といいます）

の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的とする制度です。

預金保険制度の対象となる金融機関は次のとおりです。

銀行（日本国内に本店のあるもの）	信用金庫	信金中央金庫
信用組合	全国信用協同組合連合会	労働金庫
労働金庫連合会		

※日本国内に本店を有しない外国銀行の支店や、日本国内に本店のある金融機関の海外支店は対象外です。
※農林中央金庫、農協、漁協、水産加工協等は別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

預金等の保護の範囲

金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等（「付加預金」といいます）の額は、平成17年4月以降、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす預金）に該当するものは全額であり（恒久措置）、それ以外の預金等については、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等となります（注）。

保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

（注）平成14年度においては、当座預金、普通預金、別段預金については、特定預金として全額保護となっていました。その後、平成14年の預金保険法の改正により、平成15、16年度においては、当座預金、普通預金、別段預金は決済用預金とみなされ、全額保護となっていました。

		平成14年4月～平成17年3月末	平成17年4月以降
預金保険の対象預金等	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	利息がつかない等の3要件を満たす預金 ^{（注1）} は全額保護（恒久措置）
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等	合算して元本1,000万円 ^{（注2）} までとその利息等 ^{（注3）} を保護 1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます （一部カットされることがあります）	
対象外預金等	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます （一部カットされることがあります）	

（注1） 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

（注2） 当分の間、金融機関が合併を行ったり、営業（事業）の全てを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円の代わりに、「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額となります（例えば、2行合併の場合は2,000万円）。

（注3） 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。